

指定特定福祉用具販売

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>※指定居宅サービスの事業の一般原則</p>	<p>(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提携する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p>	<p>※介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について</p> <p>左記(4)は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。</p> <p>「常勤換算方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 <p>「常勤」</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 	<p>基準 第3条</p> <p>解釈 第3の一の3 (1)</p> <p>解釈 第2の2</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>第1 基本方針</p>	<p>指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 ・ 指定特定福祉用具販売の基本及び具体的取扱方針に基づき適切に行っているか。 	<p>法第73条第1項 基準 第207条</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 福祉用具専門相談員 員の員数</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。</p> <p>(2) 福祉用具専門相談員は、介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士若しくは福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了した者となっているか。</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者が、次に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p> <p>① 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第266条第1項</p> <p>② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第282条第1項</p> <p>③ 指定福祉用具貸与事業者 第194条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売、指定介護予防特定福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りる。 	<p>法第74条第1項 基準 第208条 解釈準用 (第3の十一の1(1))</p>
<p>2 管理者</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定福祉用具販売事業者の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。 ・ ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、福祉用具専門相談員である必要はないものである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該指定特定福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定福祉用具販売事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員および業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、 	<p>基準第209条</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、購入申込の受付、相談等に対応するために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第284条1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p>	<p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合（訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定福祉用具販売事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一体的には管理業務に支障があると考えられる。</p> <p>・ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であっても、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。</p>	<p>法第74条第2項 基準 第210条</p> <p>解釈 第3の十二の2 (2)</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の 説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 サービス提供困難 時の対応</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定福祉用具販売事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えない。）となっているか。</p> <p>指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護</p>	<p>・ 重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。</p> <p>・ 重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。</p> <p>・ 利用者の同意は、どのように得ているか。当該同意については、書面によって確認することが望ましい。</p> <p>（重要事項の主な項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況）等 <p>〈正当な理由がある場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 利用者が希望する種目を取り扱っていない場合等である。 <p>・ 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。</p> <p>・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</p>	<p>法第74条第2項 基準第216条 準用(第8条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (2))</p> <p>基準第216条 準用(第9条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (3))</p> <p>基準第216条 準用(第10条)</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
4 受給資格等の確認	<p>支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供するよう努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に近隣の指定福祉用具販売事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。 ・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。 	<p>基準第216条 準用(第11条)</p> <p>(法第73条2項)</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとること。 ・ 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。 	<p>基準第216条 準用 (第12条第1項)</p> <p>基準第216条 準用 (第12条第2項)</p>
6 心身の状況等の把握	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。 ・ サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。 	<p>基準第216条 準用(第13条)</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の手法としては、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 ・ 介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。 ・ サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者からの照会に応じているか。 	<p>基準第216条 準用 (第14条第1項)</p> <p>基準第216条 準用 (第14条第2項)</p>
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。 	<p>基準第216条 準用(第16条)</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>9 居宅サービス計画等の変更の援助</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や、居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態の変更により、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 ・ 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 	<p>基準第216条 準用(第17条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (8))</p>
<p>10 身分を証する書類の携行</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分証明書の様式は、定められていないので任意の様式となるが、左記(2)の要件の外に、当該専門相談員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 ・ 証書等には、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 	<p>基準第216条 準用(第18条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (9))</p>
<p>11 サービスの提供の記録</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 ・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 	<p>基準第211条 解釈 第3の十二の3 (1) 鹿児島県条例</p>
<p>12 販売費用の額等の受領</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（販売費用の額）の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ア. 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ. 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより領収証を交付しているか。</p> <p>(5) 指定特定福祉用具販売事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特定福祉用具販売について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定特定福祉用具販売に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特定福祉用具販売に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれる。 ・ 運営規程等説明を行う書面は、利用者によりわかりやすく、内容が適切か。 ・ 支払いに同意する旨の文書に署名を受けているか。 ・ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 ・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） ・ 明細の項目等が利用者によりわかりやすいものとなっているか。 	<p>基準第212条第1項 解釈 第3の十二の3 (2)① 基準 第212条第2項</p> <p>基準 第212条第3項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。</p> <p>① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称</p> <p>② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額 その他必要と認められる事項を記載した証明書</p> <p>③ 領収書</p> <p>④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要</p>		<p>基準第213条</p>
<p>14 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>・ 指定特定福祉用具販売においては、特定福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意しているか。</p>	<p>基準第216条 準用(第198条)</p>
<p>15 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、基準第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。</p> <p>(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っているか。</p>	<p>② 対象福祉用具に係る指定特定副詞用具販売の提供に当たっては、左記(2)の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退院時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勧案するものとする。</p> <p>なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	<p>基準 第214条第一号</p> <p>解釈 第3の十二の3 (4)②</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	<p>(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。</p> <p>(4) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体的状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。</p> <p>(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めているか。</p> <p>(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(7) 上記(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(8) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。</p>	<p>③ 「当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいう。</p> <p>⑤ 対象福祉用具に係るサービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供するものとする。</p> <p>⑦ 左記(6)及び(7)は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要がある。 居宅基準第215条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>⑧ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第3の十二の3 (4)③</p> <p>解釈 第3の十二の3 (4)④</p>
<p>16 特定福祉用具販売 計画の作成</p>	<p>(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しているか。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、第199条の2第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。</p> <p>(2) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p>	<p>イ 福祉用具専門相談員は利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しているか。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。</p> <p>ロ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載しているか。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案する</p>	<p>基準 第214条の2 解釈 第3の十二の3 (4)④</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	<p>(3) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、手奥体福祉用具販売の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行っているか。</p>	<p>事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>ハ 特定福祉用具販売計画は、<u>5年間</u>保存しているか。</p> <p>ニ 対象福祉用具に係る指定特定副詞用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。</p> <p>ホ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めること。</p>	<p>第214条の2</p> <p>解釈 第3の十二の3 (4)④</p>
<p>17 利用者に関する市町村への通知</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>・ 偽りその他不正行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正化の観点から市町村に通知しているか。</p>	<p>基準第216条 準用(第26条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (15))</p>
<p>18 管理者の責務</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第14章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>・ 管理者が介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。</p> <p>・ 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど、当該指定福祉用具販売事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。</p>	<p>基準第216条 準用 (第52条第1項)</p>
<p>19 運営規程</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑦ その他運営に関する重要事項</p>	<p>・ 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。</p> <p>・ 変更があった場合、変更届が適正になされているか。</p> <p>・ 指定特定福祉用具販売の提供方法は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものである。</p> <p>〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条（訪問介護員等の員数）において置くべきとされ</p>	<p>基準第216条 準用(第200条)</p> <p>解釈準用 (第3の十二の3(6)③)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (19)①)</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>20 勤務体制の確保等</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。</p> <p>※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。</p>	<p>ている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。</p> <p>〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法を指す内容であること。</p> <p>〈留意点〉 ① 指定福祉用具販売事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上に明確にすること。 ② 特定福祉用具に係るの運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることができる。</p> <p>・ 事業主には、職場におけるハラスメント（※1）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 ・ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉 (指針) ・ 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号） ・ 「<u>パワーハラスメント指針</u>」（※2）（令和2年厚生労働省告示第5号）</p> <p>(留意事項) a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>〈事業主が講じることが望ましい取組について〉 ・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著し</p>	<p>解釈準用 (第3の一の3(19)⑤)</p> <p>基準第216条準用(第101条)</p> <p>解釈準用 (第3の十二の3(6)②)</p> <p>基準第216条準用 (第101条第3項)</p> <p>解釈準用 (第3の六の3(5))</p> <p>・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項</p> <p>・ 労働施策の総合的な推進</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>22 業務継続計画の策定等</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売貸与事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>い迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） <p>が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、‘事業者が講ずべき措置の具体的内容’の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業者はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定福祉用具販売事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、福祉用具貸与従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 ・ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 <p>【業務継続計画の記載項目等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 ・ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） 	<p>並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項</p> <p>基準第216条準用（第101条第3項）</p> <p>解釈準用（第3の六の3（5））</p> <p>基準第216条準用（第30条の2）</p> <p>解釈第3の十二の3（5）</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>23 適切な研修の機会 の確保並びに福祉用 具専門相談員の知識 及び技能の向上等</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。</p>	<p>□ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>【研修の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 <p>【訓練（シミュレーション）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 	<p>基準第216条 準用(第201条)</p>
<p>24 特定福祉用具の 取扱種目</p>	<p>(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められるが、対応可能な体制になっているか。 ・ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 	<p>解釈準用 (第3の十一の 3の(6)②)</p>
<p>25 衛生管理等</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしているか。</p> <p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど、対策を講じる必要がある。 	<p>基準第216条 準用(第202条)</p> <p>基準第216条 準用(第31条)</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	<p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定特定福祉用具販売事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っているか。</p> <p>※感染対策委員会：感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>※感染対策担当者：専任の感染対策を担当する者</p> <p>※テレビ電話装置等：テレビ電話装置その他の情報通信機器（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）</p> <p>② 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定特定福祉用具販売事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <p>イ 感染症対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 ・ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ・ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ・ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 ・ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定福祉用具貸与従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 	<p>基準第216条 準用 (第31条第3項)</p> <p>解釈 第3の十二の3 (6)</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>26 掲示及び目録の備え付け</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等しているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定特定福祉用具販売事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の特定福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 ・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。 ・ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか ・ 掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。 ・ ウェブサイトは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 	<p>基準第216条 準用 (第31条第3項)</p> <p>解釈 第3の十二の3 (6)</p> <p>基準第216条 準用(第204条)</p> <p>基準第216条 準用 (第204条第2項)</p>
<p>27 秘密保持等</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門相談員等の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 ・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 ・ 個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。 	<p>基準第216条 準用(第33条)</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
<p>28 広告</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。 	<p>基準第216条 準用(第34条)</p>
<p>29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>		<p>基準第216条 準用(第35条)</p>
<p>30 苦情処理</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定特定福祉用具販売事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定特定福祉用具販売事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理の相談窓口があるか。 苦情処理体制、手続きが定められているか。 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 ウェブサイトは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、運営規程上に明確にしているか。 当該指定福祉用具販売事業者に対する利用者からの苦情に関する市町村及び国民健康保険団体連合会からの調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。 	<p>基準第216条 準用(第36条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の (28))</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
31 地域との連携等	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定特定福祉用具販売の提供を行うよう努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 ・高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定福祉用具貸与を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、基準省令第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならない。 ・地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 	<p>基準第216条 準用 (第36条の2)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (29))</p>
32 事故発生時の対応	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の事故の状況及び事故の際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<p>基準第216条 準用(第37条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (30)③)</p>
33 虐待の防止	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p>	<p>○次の観点から虐待の防止に関する措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止 指定福祉用具販売事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定福祉用具販売事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口 	<p>基準第216条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の十二の3 (7)</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	<p>① 当該指定特定福祉用具販売事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っているか。</p> <p>※虐待防止検討委員会：虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会</p> <p>※高齢者虐待防止法：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）</p>	<p>の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定福祉用具販売事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。 ・ 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 <p>〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること 	<p>基準第216条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の十二の3 (7)</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	<p>② 当該指定特定福祉用具販売事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定特定福祉用具販売事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>② 虐待の防止のための指針 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定福祉用具貸与事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定福祉用具貸与事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定福祉用具貸与事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同様の従業者が務めることが望ましい。 同一事業所内での複数担当※の兼務や他の事業所・施設等との担当※の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 <p>※ 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>	<p>基準第216条 準用 （第37条の2）</p> <p>解釈 第3の十二の3 （7）</p>

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
34 会計の区分	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等を参考として適切に行われているか。		基準第216条 準用(第38条) 平13老振発第1 8号
35 記録の整備	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 特定福祉用具販売計画 ② 基準211条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 第214条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 基準37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ・ 左記(2)①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。 	基準 第215条 解釈 第3の十二の3 (8)
第5 変更の届出等	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生労働省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定特定福祉用具販売事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更の届出は適切に行うこと。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑤ 利用者の推定数 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日 ⑦ 運営規程 	法第75条第1 項 施行規則 第131条第1項 第十二号 法第75条第2項
第6 電磁的記録等	(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（受給者証の確認）並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの		基準 第217条

特定福祉用具販売（口囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	<p>（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>		